

○可茂衛生施設利用組合職員自主研修活動助成金交付要綱

平成 30 年 3 月 9 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 4 号

改正 令和 7 年 9 月 1 日組合訓令甲第 4 号

第 1 条 可茂衛生施設利用組合職員の自主研修活動助成金の交付については、組合管理者の属する市町村の職員自主研修活動助成金交付要綱の例による。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、管理者が職務上有益なものとして認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経費に対して助成金を交付することができる。

- (1) 資格を取得するために講座等を受講した場合 受講料、教材購入費等
- (2) 資格を取得するために受験し、合格した場合 受験料及び登録料

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年組合訓令甲第 4 号）

この訓令は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。